

令和2年4月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

同通知は、国立感染症研究所が作成している「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」が更新されたことを周知するものです。

上記実施要領は、保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を迅速に実施するための取扱いを示したものであり、今般の更新により「患者（確定例）の感染可能期間」、「濃厚接触者」について以下のとおり（更新部分は下線部）定義されております。

○患者（確定例）の感染可能期間（新）

新型コロナウイルス感染症を疑う症状（※）を呈した2日前から隔離開始までの間とする。
※発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

○濃厚接触者

患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

これに伴い、同通知に係るQ&Aを厚労省が作成しておりますので、併せてお送りいたします。

同実施要領や今般のQ&Aにかかわらず、医療従事者が講じるべき日常の感染予防策、医療従事者が濃厚接触に該当しない場合の考え方については、変更がないことを申し添えます。

貴会におかれましても、本件ご了知の上、会員医療機関へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【日医通知文書掲載ページ】

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）
地域医療2課（TEL:06-6763-7002）
総務課（TEL:06-6763-7000）